

## 社会福祉基礎 学習指導案

実施日時：令和〇年〇月〇日（〇）

〇限

学 級：1年福祉科〇名

授 業 者：久保田明子

### 〇目標

- ・ひとり親家庭への支援を支援する制度やサービスについて理解する。
- ・ヤングケアラーとその課題について理解する。
- ・地域社会の自発的な取り組みを知り、国に求められる支援策について考察する。

### 〇授業過程

| 段階        | 学習内容   | 学習活動  | 指導上の留意点  | 評価   |
|-----------|--|---|--|--|
| 導入<br>5分  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の学習内容の確認</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の学習内容を知る。</li> <li>・教科書 P.88、89 を開く。</li> </ul>   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業が始まる前に必要な物を準備している。〔主〕</li> </ul>   |
| 展開<br>35分 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭が貧困に陥りやすい原因について</li> <li>・ヤングケアラーについて</li> <li>・地域社会の支援について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前時の学習内容を振り返りながら、母子家庭が父子家庭に比べて貧困に陥りやすい要因を考える。</li> <li>・考えた意見を発表する。</li> <li>・ヤングケアラーの生活取材した動画を見る。</li> <li>・校内に掲示されているヤングケアラーに関連するポスターを見る。</li> <li>・子ども食堂やフードバンクがどのようなものか、説明する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料「ひとり親家庭の対比」を見せ、男女の賃金格差や雇用形態の差があることに気づくよう促す。</li> <li>・家事や介護などのケアを行うことが問題なのではなく、それにより学業や人間関係、進路に影響が出てしまうことや、その生活が当たり前になっているがために自身がヤングケアラーであることそのものに気付いていないことが問題であることに気付くよう促す。</li> <li>・子ども食堂やフードバンクは地域からの自発的な取り組みであることを説明し、国によるひとり親家庭や貧困家庭に対する支援が未だ乏しいことに気付かせる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発問に対して、自分の意見を持つ。〔思〕</li> <li>・子育てに関する問題は、社会全体の問題であることを理解できる。〔知〕</li> </ul> |

|                                  |   |  |  |   |
|----------------------------------|---|--|--|---|
| <p>ま<br/>と<br/>め<br/>5<br/>分</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇法を作ってみよう</li> <li>・まとめ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの学習を振り返り、子ども家庭に対する法律を考え、配布した用紙に記入する。</li> <li>・完成したら、用紙を黒板に貼りつける。</li> <li>・指名されたら、自身が考えた法律についてどのような内容であるか発表する。</li> <li>・本時の重要語句や内容について振り返る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒たちがイメージを持ちやすいよう例を示し説明する。</li> <li>・個人ワークが活発になるよう、机間指導を行う。</li> <li>・全員が用紙を黒板に貼り終えたら、順番に指名し、どのような法律であるか説明を促す。</li> <li>・本時の内容についてまとめを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有用な法律はどのようなものか考える。〔思〕</li> <li>・本時の振り返りを行う。〔知〕</li> </ul> |
|----------------------------------|---|--|--|---|